

企画提案仕様書

第1 委託業務名

おきなわブランド食体験創出事業（プロモーション）委託業務

第2 期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

第3 背景・課題・目的

1 背景

全国の宿泊旅行者を対象に実施した「じゃらん観光国内宿泊旅行調査2025（じゃらんリサーチセンター）」において、沖縄県はテーマ別9部門中6部門で1位（8部門で2位以上）を獲得し、総合満足度は全国2位（満足度89.4%）と高い評価を得た一方で、「地元ならではのおいしい食べ物があった」の項目においては、前年9位からランキング外（11位以下）という結果が示され課題が浮き彫りとなった。

参考：じゃらん観光国内宿泊旅行調査2025【都道府県魅力度ランキング編】

<https://jrc.jalan.net/wp-content/uploads/2025/07/Jalasyuku2025ranking.pdf>

2 課題へのアプローチ

沖縄は自然の恵みを受けた食材が豊富であり、琉球料理や和食のみならず多様なジャンルの料理を受け入れる風土がある。こうした潜在的な魅力を十分に発揮するためには、事業者による多彩な食体験商品の創出や販売を支援し、県産食材の積極的な活用を促進する取組が求められている。

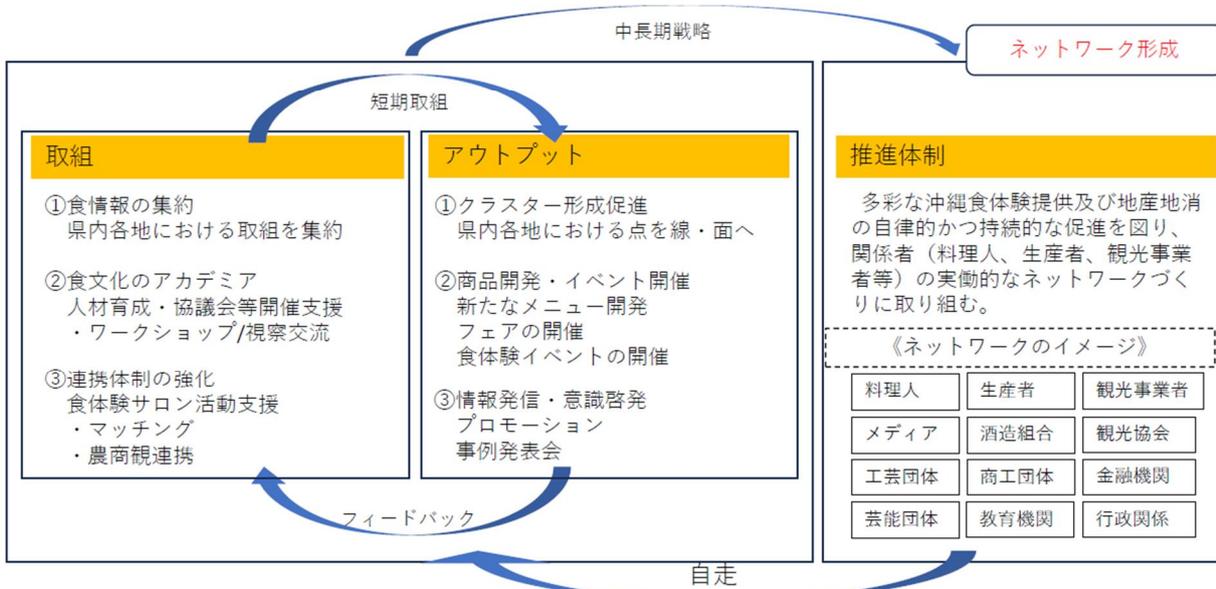
3 目的

上記を踏まえ、県産食材や多様な調理法等を活用した多彩なメニューを創出し、旅行者等に高付加価値な食体験を提供することで消費を促すとともに、県内事業者（料理人、生産者、観光事業者等）の稼ぐ力につなげる。また、事業者が県産食材に触れる機会を持ちつつ、食に関わる県内事業者及び関係者の実働的なネットワークを形成し、自律的な食体験商品の創出及び域内における経済循環の促進を図ることを目的とする。

第4 事業と目的のイメージ図

事業全体の進め方

短期的な取組として、食情報の集約や、関係者のマッチング等による人材育成、料理メニュー開発、飲食店フェアや食体験イベントの開催に取り組み、関係者の巻き込みと食体験メニューの拡充を図る。
 中期的には、巻き込んできた料理人、生産者、観光事業者等のネットワークづくりに取り組む。長期的には、そのネットワークを自走させ、多彩な食体験の提供及び地産地消の自律的かつ持続的な促進を図る。



自律的・持続的な食体験創出により旅行者の満足度向上

第5 用語の定義

本仕様書で使用する用語の定義は以下のとおりである。

1 食体験

その土地が育んだ食材、伝統、文化、革新によって生み出される食を中心とした体験(コト体験)

2 旅行者

好奇心旺盛な旅行好きな消費者（おきなわブランド戦略に基づく戦略ターゲット）
 参考：おきなわブランド戦略（URL：<https://okinawa-brand.jp/>）

第6 委託業務の内容

受託事業者は、以下に掲げる業務を行うものとする。

1 事業実施のために必要な人員の配置

おきなわブランド食体験創出事業（以下「本事業」という。）を実施するため、支援経験、情報、人的ネットワークを有し、効果的に事業を実施することができる十分な人員を必要数配置すること。

また、事業を総括・管理する担当者を1名以上配置すること。

加えて、食文化に深い識見を有する者や高度な調理技能を有する者等をアドバイザーとして活用できる体制を整備すること。

2 他産業分野等との連携

業務の実施に当たっては、「おきなわブランド戦略」との整合を図り、農林水産、商工、観光分野間の連携を促進すること。

3 ワークショップ及び視察交流の開催

県内事業者が県産食材、飲料、工芸品、伝統文化やその組み合わせ等の沖縄の食文化への洞察を深め、レシピ及び料理コース開発（以下「コース開発」という。）、沖縄食文化が体験できる機会を創出することを目的に、ワークショップ及び視察交流を開催する。実施時期及び回数は12月までに計5回以上とする。開催にあたり、以下の業務を実施する。

(1) 企画

県と協議の上で、事業目的に資する内容となるよう講師を選定し、沖縄食体験創出に向けたコース開発のための実践的なワークショップ及び視察交流を企画する。企画にあたっては、単純に参加者が体験するだけのものではなく、テーマ及び体験を踏まえた参加者によるアイデア発表やメニュー披露等の機会を設ける。

また、ワークショップ及び視察交流参加者によるアウトプットの場として、フェア参加を積極的に呼びかけることとする。

ワークショップ及び視察交流には、次の①及び②の内容を必ず含め、親和性のあるテーマを組み合わせる等を工夫することとし、加えて③についても自由に提案して良いものとする。

- ①生産現場（農家、漁師、工芸作家、酒造所等）
- ②自然・風土・歴史・文化（食文化の背景・ストーリー等）
- ③その他、事業目的を達成するために必要と思われるもの

(2) 運営

ワークショップに必要な資料作成、日程調整、会場準備及び講師への謝金支払等、事務局業務全般を行う。

視察交流に必要な資料作成、視察先との受入交渉、視察交流の日程調整等、事務局業務全般を行う。

(3) 周知、受付

県内事業者等で、意欲のある者が広く参加を検討する機会を得られるようにするため、以下の業務を実施する。

① 周知

効率的かつ効果的な周知を行うこと。

② 問合せ及び相談窓口

県内事業者等からワークショップ受講及び視察交流に関する問合せがあった場合には、適宜これに対応すること。

③ 受講受付

ワークショップの受講及び視察交流の参加を希望する県内事業者の受付を行う。

ワークショップ及び視察交流に参加した事業者のリストを作成し、県に共有する。

4 沖縄食体験フェアの実施

県内事業者が開発したレシピ、コース等による沖縄食文化が体験できる機会を旅行者等に提供することを目的に、県内で沖縄食体験フェアを実施する。開催にあたり、以下の業務を実施する。

(1) 旅行者向けプロモーションの企画・実施・周知（計3回以上）

① 「おきなわ美食王国フェア」

特定のテーマに基づいたメニュー・コースを提供する食体験フェアを企画実施する。

フェアで提供するメニュー・コースについては、ワークショップ、視察交流等を契機に開発されたメニュー・コースを積極的に活用するとともに、ワークショップ等の参加事業者に対し、フェア参加を積極的に呼びかけることとする。

フェアの開催時期については、各店舗が任意で設定し、「おきなわ美食王国フェア」と称し一定期間の実施をすること。（前身事業である『多彩な沖縄食体験創出事業 HP：おきなわ美食王国』で開催したワークショップ、視察交流、モニターツアーなどの参加者も対象とする。）フェア開催について、HPやSNS等を活用し周知する。

② 「おきなわ美食王国ブース」

既存の大規模消費者向けのイベント（例：花と食のフェスティバル、沖縄の産業まつりなど）に「おきなわ美食王国ブース」として出店する。

ワークショップ等の参加者や県内飲食事業者3者以上を招へいし、旬の県産食材を使用した高付加価値なメニューを提供する。

③ 「沖縄ぬちぐすいフェア」

農林水産物や加工品、観光資源などを一体的なプロモーションを行うことで、食への関心を高め、食材への理解を促進することを目的としている。

実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・開催時期は農林水産物の旬に合わせ、過去の地域イベントの事例を踏まえ、集客力が見込める会場を選定すること。
- ・「食」を中心とした生産者、加工業者等と連携し、収穫体験、キッチンカーによる県産品を活用した創作料理の提供や沖縄食材を用いたワークショップ等を実施すること。
- ・SMS、メディア、観光情報誌など通して広報を強化し、認知度向上と来場促進を図ること。
- ・来場者数、売上額、アンケート調査等から効果検証を行い、改善点を洗い出すこと。

(2) 運営

フェアの開催に必要な資料作成、開催日程調整、一部食材の調達、フェア参加事業者の募集及び実施内容概要リストの作成、フェア運営に関する事務局業務全般を行う。

5 事例発表会の開催

沖縄の食文化の発展に向け、県内事業者（工芸、芸能、料理人、観光事業者等）や生産者等を対象に、ワークショップ、視察交流、フェア等で実施した取組内容や参加した事業者が取り組んでいる先進事例の発表会を開催する。

6 食に関する情報拠点の運営

第6の3から5の事業を実施する中で提供された情報や知識をアーカイブ化し、県内事業者や旅行者に向けて、それらアーカイブ化した情報も含めた食に関する情報を発信することで理解を深めてもらうこととする。

- (1) 消費者に対し、沖縄食体験に関するフェアへの参加を誘発するプロモーション（B to C）を実施すること。
- (2) 県内事業者に対し、本事業での取り組み（第6の7に記載のネットワーク等）への参加を誘発するプロモーション（B to B）を実施すること。
- (3) 本事業で実施した取組（ワークショップ、視察交流等）の一部をまとめた動画を作成し「HP おきなわ美食王国（<https://gastronomy-okinawa.com/>）」に掲載及びYouTubeなどの動画投稿サイトに公開することによって食体験事業の認知度向上及び実働的なネットワーク形成への機運醸成を図ること。

7 ネットワーク形成に向けた取り組み

沖縄食体験提供及び地産地消の自律的かつ持続的な促進を図るため、関係者（料理人、生産者、観光事業者等）の実働的なネットワークづくりを行う。

ネットワークづくりにあたっては、国内外の先進事例の調査・研究等を踏まえ実働的機関となり、自走化が図られるような方策を提案すること。

8 おきなわブランド食体験創出事業（調査分析）との情報連携

本事業の実施にあたっては、沖縄県が別途実施する「おきなわブランド食体験創出事業（調査分析）」との連携を図る。

主な調査内容については、県外における食体験事業の先進事例を定量的、定性的に調査分析を実施し、相互に有益な情報共有および成果の活用に努めるものとする。

9 その他本事業の目的を達するために有効な業務

上記第6の3から8に記載の業務以外で、本事業の効果を高めると判断される取組があれば、県との協議の上で実施する。

10 実施報告書の作成

本事業の実施状況について実績報告書にまとめ県へ提出する。実施報告書を作成するにあたり、次の項目を記載すること。必要に応じて項目を追加、項目の名前を変更してもよい。

なお、本事業により得られた情報等を広く県民及び県内事業者等に還元するため、

実績報告書は原則オープンデータ化する。したがって、作成にあたっては必要に応じてイラストやイメージ図等を使用し、分かりやすい内容とすること。また、実績報告書の案が出来た段階で、必ず県と調整を行うこと。

(1) 事業概要

事業名、受託者、委託者（「沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課」）、事業期間、事業目的等を記載する。

(2) 実施体制

業務を実施するにあたり、役割分担及び担当者の氏名を記載する。途中で変更がある場合にはその変更前後の氏名を含む。

(3) 実施実績

上記第6の3から8に記載の業務で行った内容及び結果等を記載する。

(4) 今後の展望

本事業の実績、実施するにあたって得た情報を総合的に分析し、県及び県内事業者等が今後必要な取組について記載する。

11 経費報告書の作成

本事業の実施に要した経費を経費報告書にまとめ県へ提出する。経費報告書を作成するにあたり、次の項目を記載すること。

(1) 総括表

契約書等で示した区分ごとに、要した費用を記載する。

(2) 経費区分ごとの明細表

上記第6の11(1)に記載された区分ごとに、実際に支出した内容1件ごとの費用を明細として記載する。

第7 実施目標（KPI）

- (1) フェア参加店舗数目標 10店舗以上
- (2) おきなわ美食王国フェア 高付加価値な食材提供店：3店舗以上
- (3) Instagram「おきなわ美食王国」フォロワー数目標 3,100人（+700人）

第8 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者について委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

【契約の主たる部分】

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・ 契約の相手方を指名又は選定した理由と不可分の関係にある以下の業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は負わせることはできない。さらに、グループ企業等、関係企業間の相互供給は原則として認めないものとする。

(3) 一括再々委託の制限

承認を得て、再委託を受けた者（以下、「再委託先」という。）が、再委託業務の全部を一括又は分割して第三者に再委託（以下、「一括再々委託」という。）することは、一括再委託に準じた問題が生じるため、これを原則禁止する。

(4) 再委託の範囲

本委託契約の履行にあたり、委託者が第三者に委任し、又は請け負わせることができる業務等の範囲は以下のとおりとする。

【再委託により履行することのできる業務の範囲】

- ・ 県と協議を行い、県が再委託により履行することができると判断した業務

(5) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

【その他、簡易な業務】

- ・ 資料の収集、整理、複写、印刷、製本、原稿、データの入力及び集計
- ・ 各種デザイン、販促ツールの作成等、情報発信に係る業務
- ・ その他、別途県と協議を行い、県が簡易であると判断した業務

第9 業務遂行状況の報告等

業務の遂行状況や業務内容等に関する打合せを必要に応じて随時実施する。

第10 事業の成果物及び著作権

1 提出部数及び提出先等

本仕様書の第6の10において作成した報告書は、県がオープンデータとして取り扱うことを前提として、次に定める事項に従って県に提出する。

(1) 実施報告書A 4版 3部

(2) 上記(1)に係る電子記録 1式（CD-ROM等）

ア 文字列検索ができるようなデータ形式とし、可能な限り、目次からジャンプ機能やしおり機能を付加すること

イ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

(3) 業務で作成した資料及び収集した情報に係る電子記録等 1式（CD-ROM等）

可能な限り構造化（ExcelやCSVファイルにある「列」や「行」の概念によって、どこにどのようなデータがあるか整理された状態のこと）することし、CSVファイル（文字コード：UTF-8（BOM無し））も提出すること（図・表等の集計前のデータを含む）。

(4) 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 8階
沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課

- 2 本事業により得られた成果物、資料、情報等は、県の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- 3 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- 4 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務委託にあたり、成果物は公開を前提としているため、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託事業者の費用をもって処理するものとする。

第11 雑則

- 1 本仕様書若しくはマニュアルに定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託事業者双方で協議すること。
- 2 本仕様書に記載の業務内容について変更する事がある。